

現都市計画マスタープラン 部門別まちづくりの方針 見直し内容について

●現計画 部門別まちづくりの方針 基本的な考え方

(1) 市街地整備の方針

土地利用の現況や市街地の形成過程などを踏まえ、自然環境との調和や地域経済の活性化、防災性の向上を視野におき、定住性の高いゆとりある住宅地の形成、市内産業の発展に寄与する土地利用の実現をめざします。

このため、土地区画整理事業の導入や地域地区の指定、地区計画制度や開発許可制度の運用などにより、地区の特性を踏まえたきめ細かなまちづくりを進めます。

(2) 道路交通体系整備の方針

市民の日常生活や生産、流通などの産業活動を支え、防災、救急などの活動を円滑に行う基盤である“安全・快適な道路・交通環境の整備”は、社会基盤整備の根幹として必要不可欠です。

本市は三郷ジャンクションを中心に、首都高速6号三郷線や常磐自動車道、東京外環自動車道など、東京都心部へのアクセスと共に、関東・東北・上越地方への高速道路網を中心とした広域道路アクセスに恵まれています。

また、武蔵野線の東京駅乗り入れや東京都心部に直結するつくばエクスプレスの開通により鉄道利便性の向上が図られています。

一方、自動車交通量の増加に伴い江戸川・中川の渡河部や周辺都市を結ぶ県道などの幹線道路にみられる交通渋滞の発生、生活道路の整備の遅れなどの課題を抱えています。

さらに、道路整備には長期の時間と膨大な財政負担を要するため、課題の解決に当たり難しい要素となっています。

これらの課題を解決するため、広域的な道路整備と連携をとりながら、幹線道路をはじめとした道路の体系的な整備を進めるとともに、バス交通をはじめとした公共交通機関のさらなる充実や自転車交通との連携による交通手段の転換を図る必要があります。

今後の着実な道路・交通環境の整備に向けて、交通需要や投資効果を踏まえ、防災やユニバーサルデザイン、景観などの視点をとり入れながら、『人にやさしく利便性の高い道路・交通環境の整備』をめざします。

(3) 防災まちづくりの方針

市民の生命と暮らしを守る防災都市の実現

平成7年1月、淡路島北部を震源とするマグニチュード7.2の直下型大地震が阪神・淡路地域を襲い、住宅の倒壊や火災などにより、一瞬にして多数の人命が奪われ、建物やライフラインが多くの被害を受け復旧に長時間を要しました。その後、平成16年新潟県中越地震、平成19年能登半島地震、新潟県中越沖地震、平成20年岩手・宮城内陸地震など大地震が頻発しており、わが国において大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっています。

本市においても、こうした大震災を教訓に、より一層の防災対策や迅速かつ的確な活動を強化し、「まちづくりの原点は安全と安心」を基本に、被害を最小限にするための施策を推進し、都市の安全性を段階的に引き上げていくことが重要な課題となっています。

また、都市化の進展に伴い、建物の高層化、住宅の過密化などが進み、地震や台風、水害などの自然災害に加え、都市型災害への対応も必要となっています。

このため、「三郷市地域防災計画」、「三郷市建築物耐震改修促進計画」と連携を図りな

がら、建物の耐震性の向上や不燃化の促進、道路体系の整備、本市の地形的特性を踏まえた治水対策など、市民の生命と暮らしを守る防災都市の実現に努めるとともに、その重要性が改めて認識された情報連絡体制の確立や地域に根ざした自主防災組織の育成を通じ、地域住民の理解と協力を得ながら「安全・安心のまちづくり」をめざします。

（４）みどりのまちづくりの方針

水辺や緑は、大気の浄化やヒートアイランド現象の緩和など、都市の環境を整える役割を担うばかりでなく、日常生活に季節感や安らぎを与える景観づくり、レクリエーション・憩いの場、災害時の避難場所、生物の生息環境の場などさまざまな役割を果たしています。

また、近年は地球環境問題への関心や阪神淡路大震災をきっかけとする災害への役割、健康づくりへの貢献など、水辺や緑に関するニーズは高まっています。

本市においては、「水・緑・人が織りなす三郷グランドアート」を基本理念に、「緑の基本計画」に基づき、水辺や緑を保全・活用しながら、公園緑地の整備、緑化活動の推進などを図り、まちやくらしの中に花や緑が育まれるふれあい空間を形成していきます。

（５）景観まちづくりの方針

本市には、広大な開放的空間をもつ江戸川・中川・小合溜井(こあいだめい)に代表される水辺、社寺・屋敷林など歴史的な面影を感じさせるまち並み、みさと団地やさつき平地区の大規模住宅地、文化会館周辺の緑など三郷の個性が感じられるさまざまな景観資源が点在しています。

また、三郷中央駅周辺や三郷インターチェンジ周辺、新三郷ららシティなど都市整備にあわせた新しい景観も誕生しています。

優れた景観をもつまちは、生活にうるおいを与え、まちのイメージを高め、また、昔ながらの歴史や地域文化との調和とあいまって、まちへの愛着や誇りを与えてくれます。

そして、本市に住まうことや働くこと・訪れることへの魅力づくりにつながるとともに、子ども達の心の中に、豊かな感性を育て、将来の積極的なまちづくり活動へとつながっていきます。

こうしたことから、都市における景観形成は、単に美しい風景やまち並みをつくる以上の大きな意味を持つ要素と言えます。

本市においては、道路や公園などの公共空間や建築物のデザイン、まち並み、イベントなどさまざまな景観要素が全体的に調和した生活にゆとりと豊かさを演出する景観形成を、景観計画の方針に基づいて、市民・事業者・行政が互いに連携、協力しながら進めていきます。

（６）生活充実まちづくりの方針

まちづくりにおいては、ノーマライゼーションの理念に基づき、すべての人が住みやすく安心して暮らせるようハード（道路・公園・建物など）とソフト（助け合い・心づかいなど）の両面から、日常生活の障壁を取り除く工夫がなされた、人にやさしいまちづくりの実現が求められています。

また、限りある資源を大切に、消費型社会から循環型社会への転換を図るためリサイクルの推進や省エネルギー型社会の構築などに取り組む必要があります。

さらに、余暇時間の増大や高齢者の活動の活発化、生涯学習に関する意識の高まりなどをとらえながらまちづくりを考えることも充実した生活を支えるために重要な要素です。

将来的な社会の発展を見据えながら、自らの住むまちに対して、愛着と誇りを持ち、いきいきとした生活や活動が営まれる定住性の高いまちをめざします。

部門別まちづくりの方針の構成について

●新計画 部門別まちづくりの方針(案)

部門の構成と施策項目の基本方針
(1) 市街地整備の方針 ・項目の表現は変更せず、施策の充実化を図ります。
(2) 道路交通体系整備の方針 ・項目の表現は変更せず、施策の充実化を図ります。
(3) (仮) 河川、供給処理施設整備の方針 【新規案】 ・上下水道整備、河川・水路整備や産業廃棄物処理施設などの「都市施設（※）」の整備等について、新たな項目を設けます。 ・現計画の「(6) 生活充実まちづくりの方針・環境に配慮したまちづくりの推進」の一部については、本項目に統合します。 ・部門として独立する道路・交通施設や公園については、現計画の施策体系を維持します。 ※ 都市施設とは、都市での諸活動を支え、生活に必要な都市の骨組みを形作る施設で、都市計画に定めることができます。 主な都市施設には、道路、鉄道、駐車場などの「交通施設」、公園、緑地などの「公共空地」、上水道、下水道、ごみ焼却場などの「供給・処理施設」、河川、運河、水路などの「河川」、学校、図書館、研究施設などの「教育・文化施設」、および病院、保育所などの「医療・社会福祉施設」などがあります。これらの施設の中から、それぞれの都市にとって必要なものを選択して都市計画に定めることができます。
(4) 防災まちづくりの方針 ・項目は変更せず、施策の充実化を図ります。 ・市民ニーズの高い項目であり、大災害に対する備えとして「震災復興まちづくり」への取り組みを記載します。
(5) 水と緑、すぐれた景観に囲まれたまちづくりの方針 【現計画の2項目を統合】 ・現計画の「みどりのまちづくり方針」と「景観まちづくりの方針」を統合により、新たな方針として項目を設けます。 ・現計画における2つの方針は、それぞれ個別計画（※）を有し、各々が計画見直しを控えているため、その概要について記載内容を調整します。 ※ 緑の基本計画、三郷市景観計画、スポーツ振興基本計画など
(6) 生活充実まちづくりの方針 ・現計画に掲げられた項目のうち、(3)～(5)に含まれる項目は、当該部門に移動します。 ・現計画の他の項目については、施策の充実化を図るとともに、福祉、子育て、住宅などの各種施策について、新たに都市計画の観点から検討を行う施策として追加を行います。

(1) 市街地整備の方針 (現計画 P30~37)

現計画の構成	庁内調整、アンケート反映等による見直しポイント
基本的な考え方	【アンケート】 ・将来の土地利用：「利便性の高い都市、車がなくても利用しやすいまち、身近な道路公園の整備」 →利便性、市民にやさしいまち、道路・公園の整備 ・商業環境：「徒歩で行ける商店がない」 →利便性の高い住宅地の形成 ・持続可能な都市のために：「すべての市民が安心して暮らせる、利用しやすい公共交通、災害時や歩行時の安心、子育てのしやすさ」 →全ての市民にとって安心・安全のまちづくり ・市街化調整区域の土地利用：「景観や環境に配慮した土地利用を」 →農業の活性化や良好な土地利用への誘導 【プロジェクト推進課】 ・南部地域：「三郷市南部地域拠点整備基本計画」を策定中。市街化区域の編入予定はない。 【まちづくり事業課】 ・都市基盤整備は一通り完了した。
1) 計画的な機能的で良好な市街地の形成	
①良好な住宅市街地の形成 ②幹線道路沿道にふさわしい市街地の形成 ③地域経済の活性化につながる魅力と活力あるを支える機能的な市街地の形成	【事務局】 ・流通業務・工業地：三郷吉川線の沿道を新規に位置付ける。 ・市街化区域内における既成市街地の改善について検討が必要。 【まちづくり事業課】 ・流通業務・工業地：三郷 IC 西部の土地利用の活用予定はなく変更が必要。 ・複合利用地：新三郷駅北東側は、地元住民により土地区画整理事業（組合施行）等の検討が行われている。
2) 自然環境と調和したまちづくりの推進	
① 緑を活かした土地利用の創造	【事務局】 ・田園創造地の位置づけや方針について見直しを行う。 ・生産緑地地区についての今後の方針を検討。 ・市街化調整区域の整備・保全の方針
市街地整備の方針図	
(土地利用) (都市整備計画)	・今後の面整備予定地区を表示

(2)道路交通体系整備の方針（現計画 P38～45）

現計画の構成	庁内調整、アンケート反映等による見直しポイント
基本的な考え方	【アンケート】 ・道路対策：「バリアフリー化、渋滞の解消、狭い道路の解消、自転車道整備」 →安全性と機能性の確保 ・交通環境改善：「きめ細かな公共交通利便の確保」 →利用しやすい公共交通体系の確保
1) 道路体系の確立	
①自動車専用道路の整備 ②幹線街路の整備 ③生活道路の整備	【都市デザイン課】 ・外環道の埼玉～千葉県区間の開通により、自動車専用道路のネットワーク整備は完了。 ・三郷料金所のフルインター化の促進などを追記。 ・新流山橋、都市計画道路三郷流山線などの整備促進。 ・商業施設周辺などの渋滞対策。
2) 安全・快適な歩行空間の形成	
①ユニバーサルデザインの考え方を踏まえた歩行空間づくり ②河川・用水路沿いの歩行空間づくり ③身近な小水路などを活用した歩行空間づくり ④商店街での買い物空間づくり ⑤自動車交通の規制・指導	【都市デザイン課・道路河川課・交通防犯課】 ・身近な道路の歩行者の安全性向上について子育て環境の充実等の面からも、安心して通行できる道路環境の確保について追記。 ・既設路線への歩道設置を効果的に推進。 ・本市の特徴である多くの水路等は、良好な景観提供、歩行空間としての活用等の面から、有効な活用と適切な維持管理を図る。
3) 公共交通体系の確立	
①鉄道利便性の向上 ②バス交通の充実 ③ 駐車場・駅前駐輪場の整備 確保 ④自転車交通の活用 ⑤水上交通の検討 ⑥新たな交通システムの検討	【地域拠点整備推進室・都市デザイン課】 ・TX の 8 両化の早期実現を要望。 ・鉄道駅の可動式ホーム柵（新型ホームドア）設置の促進、ユニバーサルデザインの促進。 【都市デザイン課・交通防犯課】 ・既存バス路線は、運行利便の維持に向けた対応が必要。 ・江戸川交流拠点の利活用について関係機関との調整。 ・情報通信技術を活用した新たな交通運用手段である MaaS（Mobility as a Service）の導入・活用について、中長期的に対応を検討。
4) 魅力ある美しい道づくり	
①魅力ある道づくり ②道路環境の美化	【みどり公園課】 ・街路樹の維持管理対策の対応。 【都市デザイン課】 ・災害時の支障物となったり、良好な景観形成に向けても妨げとなるため、電線類の地中化について、効果的な整備に取り組む。

(3)河川、供給処理施設の整備方針(新規)

- ・現計画では、「生活充実のまちづくりの方針」のひとつの項目としてあげられているが、都市計画法における都市施設のひとつに位置づけられており、独立した部門として編集を行う。
- ・P.2の同項目の説明にある都市施設（道路を除く）を本項目に含めることから、方針名称や計画の構成の変更が必要。また、P.9（6）生活充実まちづくりの方針との関連性が高いことについても配慮して作成する。

計画の構成		庁内調整、アンケート反映等による見直しポイント	
1) 下水道の整備方針（新規） 「生活充実まちづくりの方針」より移動			
① 下水道の整備推進による水質浄化 ②市街化調整区域内における単独浄化槽から合併浄化槽への転換		【下水道課】 ・ 事業認可区域内の早期整備完了。	
2) 上水道の整備方針（新規）			
		【都市デザイン課】 ・「三郷市水道事業ビジョン・第3次三郷市水道事業基本計画」と整合を図り、老朽管等の方針を記載。	
3) 河川・水路の整備方針（新規） 「防災まちづくりの方針」より移動（防災にも掲載）			
①水害に強いまちづくりの推進		【都市デザイン課】 ・「地域防災計画」等と整合を図り、安全安心な河川・水路の整備や、利活用等の方針を記載。	
4) 廃棄物処理施設等の整備方針(新規) 「生活充実まちづくりの方針」より移動			
① エネルギー・資源の有効活用 ② リサイクル社会の形成 ③ 再生品等の活用		【クリーンライフ課】 ・ 埼玉県地域グリーンニューディール基金制度を活用して太陽光発電や電気自動車スタンドの設置などを行い、引き続き一般への普及に取り組む。 ・ 環境基本計画、地球温暖化対策実行計画の改訂の反映	

(4)防災まちづくりの方針（現計画 P46～52）

現計画の構成	庁内調整、アンケート反映等による見直しポイント
基本的な考え方 「市民の生命と暮らしを守る防災都市の実現」	【アンケート】 ・安全なまちづくりに必要な取り組み：「ライフライン強化」、「水害対策推進」、「避難場所の充実」、「被災後の復興」 【都市デザイン課】 ・減災の方針、「事前復興まちづくり」を補足する。
1) 震災に強いまちづくりの推進	
①市街地の安全性の向上 ②防災拠点の充実と拠点のネットワーク化による安全性の向上 ③安全な建築物・ライフラインの確保	【危機管理防災課】 ・緊急輸送道路や通学路沿道のブロック塀の除去・建替えの促進。 ・緊急輸送道路に三郷吉川線を追加する。 ・南部の防災拠点の位置づけの再確認を行う。 ・情報ネットワークおよび地区防災拠点の機能充実。 【下水道課・施設課】 ・緊急輸送路下の下水道管渠、水道管渠の耐震化と計画的な施設整備。 【開発指導課】 ・住宅の耐震改修の促進（支援策など）。 【都市デザイン課】 ・耐震改修促進計画に沿った建築物の耐震診断と必要な耐震改修の促進を図る必要があり、補足を行う。 ・ライフラインの耐震化対策は、費用、時間ともに要するため、被災した場合のバックアップ（道路、上水道など）体制の確立等、事前復興まちづくりの検討が必要。
2) 風水害に強いまちづくりの推進	
①河川の治水安全度の向上 ②雨水の流出抑制の推進	【道路河川課】 ・排水基本計画に即した対策の検討。 【下水道課】 ・総合治水計画に基づく公共下水道（雨水）の計画的な整備。 【都市デザイン課】 ・台風等の強風対策（街路樹等）についても補足する。
3) 行政と市民が一体となった防災体制の推進	
①防災意識の高揚と自主防災組織の育成・強化	【危機管理防災課】 ・自主防災組織構成員の高齢化への対応の促進。 【ふくし総合支援課】 ・災害時に円滑に機能できる平常時からのコミュニティの形成。 【都市デザイン課】 ・BCP（事業継続計画）作成を促進・支援する。

(5) 水と緑、すぐれた景観に囲まれたまちづくりの方針(新規)

・「みどりのまちづくりの方針」(現計画 P53～59) と「景観まちづくりの方針」(現計画 P60～65) を統合して新たな部門として編集を行う。

(構成の見直し)

現計画	▶	新マスタープランの構成案
(4) みどりのまちづくりの方針		(5) 水と緑、すぐれた景観に囲まれたまちづくりの方針 (新規)
1) 水と緑のネットワークの形成		1) 水と緑、及び景観形成の基本的考え方
①水と緑の骨格軸の形成 ②緑の散策ルートの形成		2) 地域にふさわしい水と緑にあふれた景観拠点の形成
2) 水と緑の拠点づくり		①駅景観拠点の形成 ②公園・緑地の整備
①水と緑のレクリエーション拠点の形成 ②身近な緑の拠点形成		3) 水と緑のネットワークの形成
3) 緑がいきいきとしたまち並みの形成		①水と緑のネットワークの形成 ②道路・鉄道による景観軸の形成
①まとまりのある緑の保全・活用 ②公共施設・空間の緑化推進 ③住宅地・商業地・工業地の緑化推進		4) 緑がいきいきとしたまち並み景観の形成
4) 緑のまちづくりを支える意識の高揚		①ときめき景観ゾーン ②まちなみ景観ゾーン ③ゆとり景観ゾーン ④みず・みどり景観ゾーン
①市民意識の高揚 ②緑化活動の推進 ③緑のリサイクルシステムの構築		5) 緑と景観のまちづくりを支える意識の高揚
(5) 景観まちづくりの方針		①市民の役割 ②事業者の役割 ③市の役割
景観形成の基本目標 「自然と街が調和し、ほっとする景観づくり」		
1) 市全体の景観形成方針		
2) 景観ゾーンの方針 (面)		
①ときめき景観ゾーン ②まちなみ景観ゾーン ③ゆとり景観ゾーン ④みず・みどり景観ゾーン		
3) 景観軸の方針 (線)		
①水辺景観軸 ②道路・鉄道景観軸		
4) 景観拠点の方針 (点)		
①駅景観拠点 ②みず・みどりレクリエーション景観拠点		
5) 市民・事業者・市の役割による景観形成の推進		
①市民の役割 ②事業者の役割 ③市の役割		

(構成案の概要)

新マスタープランの構成(案)	庁内調整、アンケート反映等による見直しポイント
1) 水と緑、及び景観形成の基本的考え方	
	【アンケート】 ・みどり、景観等については、満足度、優先度ともに関心が高くないため、市の財産として積極的な利活用と保全育成の機運を高めていく必要がある。 ・みどりの保全整備に必要な取り組み：「公園や街路樹を増やす」、「河川沿いの緑の保全」、「公的施設で緑を増やす」 ・公園や緑地の整備のあり方：「緑あふれた遊歩道」、「水辺の親水公園」、「子どもたちが気軽に遊べる公園」、「芝生や樹木が多い公園」 【都市デザイン課】 ・減災の方針、「事前復興まちづくり」を補足する。 ・緑の基本計画に沿った目標と配置方針を示す。 ・公園の整備を項目にあげ、公園整備に子育て環境を追記。 ・緑の将来像図を表示。
2) 地域にふさわしい水と緑にあふれた景観拠点の形成	
① 駅景観拠点の形成 ② 公園・緑地の整備	【みどり公園課】 ・江戸川運動公園、みさと公園、小合溜井、番匠免公園の整備の推進。 ・公園不足地域における多様な供給方法による確保。
3) 水と緑のネットワークの形成	
① 水と緑のネットワークの形成 ② 道路・鉄道による景観軸の形成	【みどり公園課】 ・水辺環境の整備と維持管理により魅力を高めることが必要。 ・二郷半用水、第二大場川の緑道整備。
4) 緑がいきいきとしたまち並み景観の形成	
① ときめき景観ゾーン ② まちなみ景観ゾーン ③ ゆとり景観ゾーン ④ みず・みどり景観ゾーン	【みどり公園課】 ・屋上緑化や壁面緑化など多様な緑の供給の誘導
5) 緑と景観のまちづくりを支える意識の高揚	
① 市民の役割 ② 事業者の役割 ③ 市の役割	【みどり公園課】 ・様々なイベントや関係団体の活動を通して花と緑への市民の関心の誘導。 ・緑化推進団体参加者の高齢化への対応。
みどりと景観のまちづくり方針図	【みどり公園課】 ・「水と緑のレクリエーション拠点」→陸上競技場公園、半田公園の追加。

(6)生活充実まちづくりの方針(現計画 P66～72)

現マスタープランの構成	新マスタープランの構成案
基本的な考え方	【アンケート】 ・身近な環境の満足度と優先度：安全な歩行空間や防犯、水害安全性など道路・交通や防災・防犯に対する低い満足度と高い優先度 ・住宅・住宅地に必要な取り組み：「既存住宅地の防災力の向上」、「下水道、公園などの整備改善」、「空き家対策」 ・子育てしやすい環境整備：「子どもが安心して暮らせる身近な環境整備」、「保育園等の整備」
1) すべての人にやさしいまちづくりの推進	
①ユニバーサルデザインの考え方を踏まえた公共施設などの整備 ②ユニバーサルデザインの考え方を踏まえた良質な住宅整備 ③ユニバーサルデザインの考え方を踏まえた公園・緑地・広場の整備 ④ユニバーサルデザインの考え方を踏まえた道路環境の整備 ⑤ユニバーサルデザインの考え方を踏まえた交通環境の整備 ⑥子どもの生活環境に配慮したまちづくりの推進 ① ユニバーサルデザインの考え方を踏まえたまちづくり ② 子どもの生活環境に配慮したまちづくりの推進	① ～⑥を一括して記述(細分化は行わない) (子育て環境を追記し、すべての人にやさしいまちづくりについて福祉の視点で適宜修正) 【長寿いきがい課・ふくし総合支援課】 ・様々な支援体制の充実、地域交流・社会参加・就労支援などの取り組みの充実 ・老人福祉センター等施設、設備の老朽化への対応。 【子ども政策室】 ・子育て支援拠点、児童センター、児童館、子育て支援ステーション等による切れ目のない支援とワンストップサービスの展開。 ・安全な生活環境の確保、防犯設備の充実等。 【みどり公園課】 ・長寿命化計画に基づく公園遊具等の更新。
2) 環境に配慮したまちづくりの推進	
①エネルギー・資源の有効活用 ②リサイクル社会の形成 ③下水道の整備推進による水質浄化 ④市街化調整区域内における単独浄化槽から合併浄化槽への転換 ⑤再生品等の活用 ①SDGsの展開低炭素・低公害型のまちづくり ⑦水と緑の環境の創造	①～⑤ ⇨ 「(3)河川、供給処理施設整備の方針(新規)」へ移動 ⑦は「(5)水と緑、すぐれた景観に囲まれたまちづくりの方針」へ移動> 【都市デザイン課】 ・SDGs(持続可能な開発目標)として、環境、エネルギー、安全、保健福祉、教育、防災、経済産業、まちづくりなど包括的な17の達成目標について、三郷市のまちづくりにおいても、施策への反映を行うことを検討する。

3) 定住性の高いまちづくりの推進	
① 住宅施策の充実 ② 多様なライフスタイルに対応した住宅・住宅地の環境整備 ③ 安全・快適な住環境のルールづくり ④ 都市基盤整備事業と連携した住宅供給の促進 ⑤ 安全・安心な防犯のまちづくり	【開発指導課】 ・ 長期優良住宅建設後の維持管理状況の把握。 ・ 「宅地開発指導要綱」の適切な運用と時代の変化や地域の実情に対応した制度の充実。 【みどり公園課】 ・ 屋上緑化や壁面緑化など多様な緑の確保。 【まちづくり推進課】 ・ 新三郷駅周辺におけるまちづくりと既成市街地整備における対象を絞った面整備への取り組み。 【企画調整課】 ・ 大規模団地などストックの適切な再生への取り組み。 【交通防犯課】 ・ 住民の積極的な参加による防犯まちづくりなど地域にあった防犯対策の推進と防犯ステーションにおける防犯活動の充実。 【都市デザイン課】 ・ 住生活基本計画の策定、住まいのセーフティネット、子育てしやすい住環境、環境への配慮、空き家の利活用、情報発信等を追記。 ・ 子育て環境を追記（公園、幼保園、歩行環境、街路灯等）。
4) 公共施設を通じた魅力あるまちづくりの推進	
① 公共施設の有効活用	【子ども政策室】 ・ 子育て、保育のニーズは増加と多様化の傾向にあり、ニーズに対応した施設とサービスの提供を検討。 【都市デザイン課】 ・ 公共施設の有効活用については、総合計画や公共施設等総合管理計画の内容の反映を行う。 ・ 個別施設の長寿命化計画の策定とこれに沿った維持管理対策の実施。